

これからの市民活動の促進に向けて

心豊かで住みやすい地域社会の実現のためには、地域と行政がともに地域づくりの主体として、それぞれの立場を理解・尊重し、双方が一体となって、市民活動の促進に取り組んでいくことが必要です。

地域社会は地縁に基づく社会であり、一定の地域的な区画を基礎として、そこで生活するすべての世帯と個人を包括しています。この地域社会の基盤を厚くするために、地域にとって欠くことができない構成員である市民一人ひとりが、地域は自分のものだという自覚（当事者意識）と、地域をより住みやすいものにしたいという思いを持ちながら、積極的に関わり、コミュニケーションを図っていくこと、そして、区・町内会・自治会と市民活動団体が互いに連携しながら活発に活動していくことが不可欠です。

また、連携の進展により、市民が町内会活動を軸にしながら、テーマ型団体にも関心を持つなど、市民活動への意識を高めていくことが期待されます。

この指針で示した取組の方向性は、様々な市民活動団体の共通認識として市民活動のなかに取り入れていくとともに、本市においては、市が取り組むそれぞれの施策に反映させ、できる限りの支援を行い、市民活動の活性化を促進していきます。

春日井市 市民生活部 市民活動推進課

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話：0568-85-6617 Fax：0568-85-5522

E-mail : katsudo@city.kasugai.lg.jp



春日井市市民活動促進基本指針

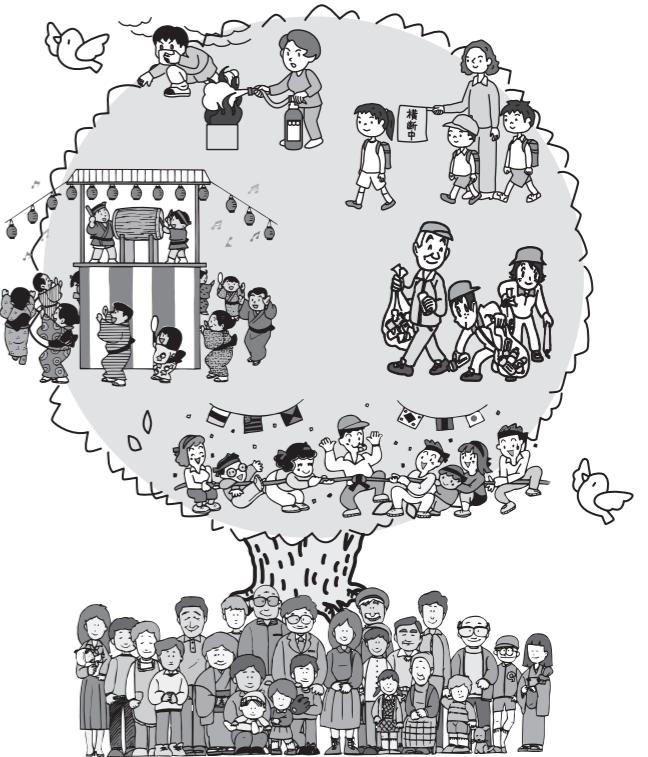
概要版

平成 24 年 11 月

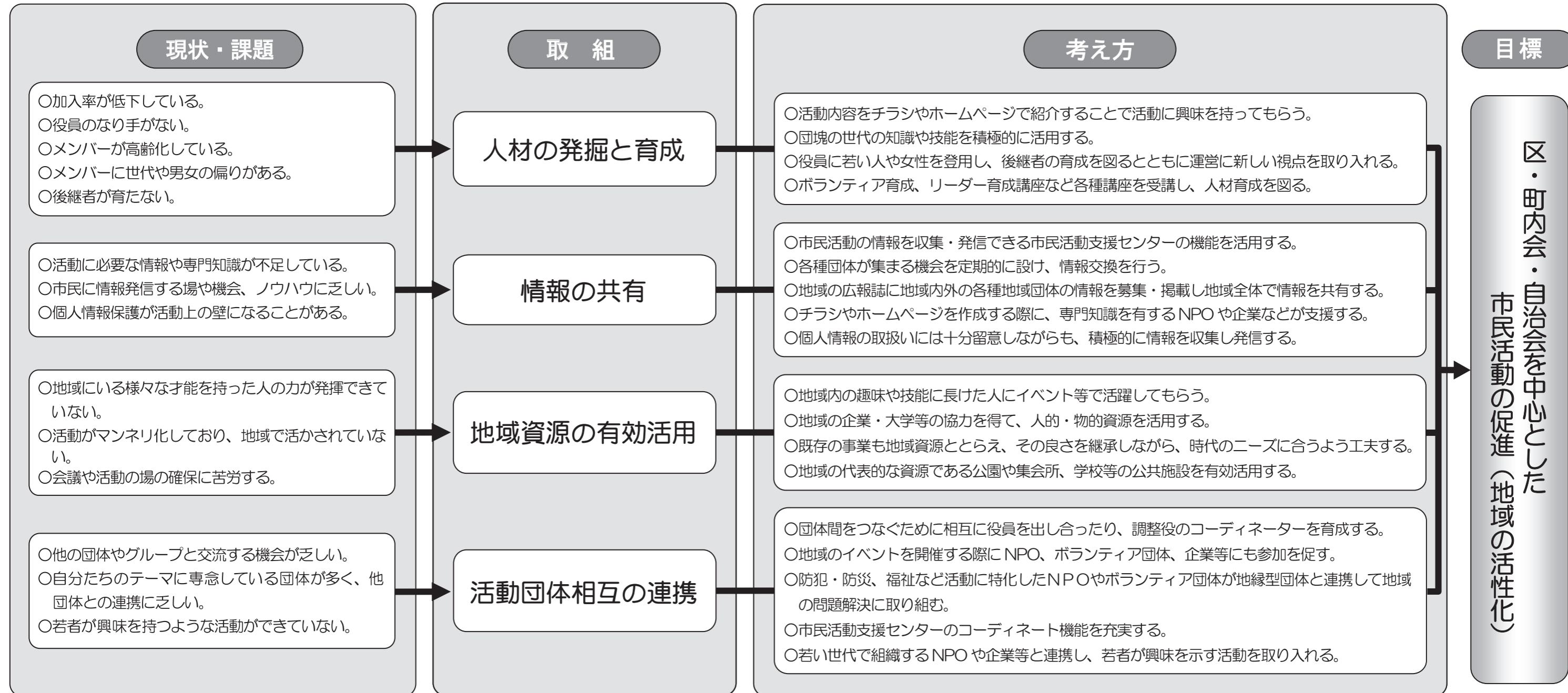
これまで、心豊かで住みやすい地域社会の実現に向け、行政と市民活動団体が互いに協力し合い可能な限り課題の解決に取り組んできました。社会情勢や価値観の変化などから多様化する市民ニーズに、よりきめ細やかに、より迅速に応えていくためには、さらなる、市民参画による協働のまちづくりが必要となっていました。

このため、すべての住民が関わることができ、地域を包括する区・町内会・自治会を中心として、地縁型団体（子ども会や老人クラブなど）、テーマ型団体（テーマを持って活動するNPOやボランティア団体など）、社会貢献活動に取り組む企業等がそれぞれの特性を活かしながら連携し、行政との協働のもとで地域課題を解決していくことが求められます。

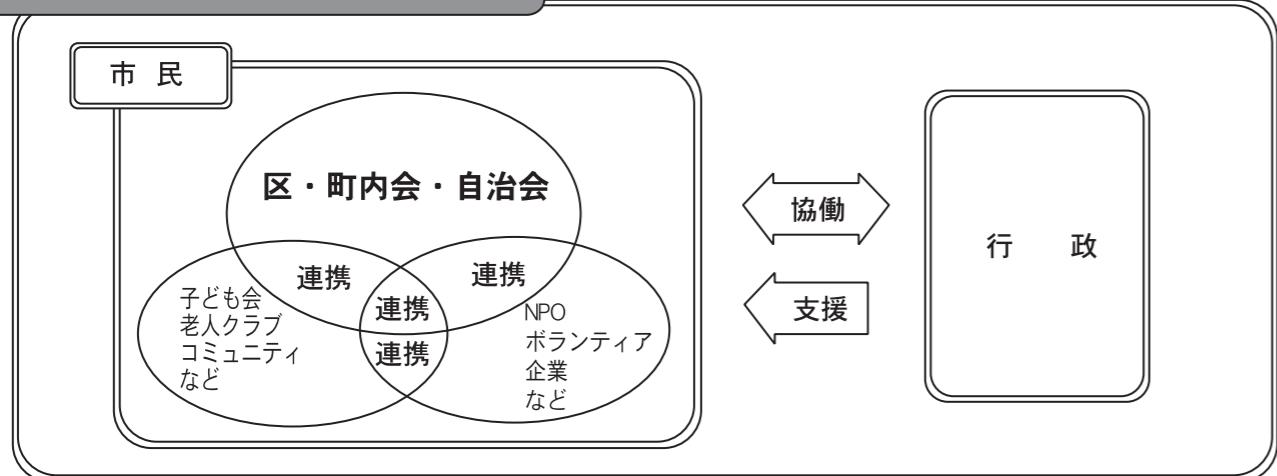
こうしたことから、市では、市民活動団体が相互の交流、連携の推進を図るとともに、市民と行政が協働して市民活動を促進するための基本指針を策定しました。



<魅力ある市民活動を促進するために>



市民活動のイメージ図



- ◆複数の主体（行政、市民活動団体、企業等）の存在
- ◆共通の公共的な目的
- ◆各主体の特性を活かして活動を分担
- ◆各主体の独立性を侵さない
- ◆市民にとってよい結果を生み出す